

うるま市告示第71号

うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月21日

うるま市長 中村 正人

うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新たなふるさと産品の創出及び既存のふるさと産品の生産を強化（以下「新たなふるさと産品の創出等」という。）のため、予算の範囲内において、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、うるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) ふるさと産品 市内において生産、製造及び加工される製品（市内生産物を市外で加工する場合を含む。）並びに提供されるサービスをいう。
- (2) 寄附額 クラウドファンディングによる寄附を受けた額の合計額
- (3) 目標額 補助対象経費の100分の100の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市長が別に定める事業者提案の募集に応募し、選定された事業者（以下「選定事業者」という。）で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 提案した補助事業への寄附額が目標額に達した者。ただし、寄附額が目標額に達しない場合であっても、選定事業者が自らの責において継続して補助事業に取り組む意思を届出していた者は、この限りではない。

- (2) 新たに創出したふるさと産品を、市のふるさと納税返礼品として登録する意思を有する者
- (3) 市内に事業所等を設置、又は開設を予定する者で、当該補助金の交付決定から5年以上継続して事業を営む者
- (4) 国税、県税及び市税の滞納がない者（納税猶予等の措置によるものを除く。）
- (5) うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない者
- (6) この告示と同一の内容で、国、県又は他自治体及び本市の他の補助金交付を受けてない者

2 前項第2号の規定にかかわらず、市長は、既に市のふるさと納税の返礼品として登録されているふるさと産品を補助事業の対象とすることができる。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、別表第1に掲げるとおりとする。

（補助金の額及び補助限度額）

第5条 補助金の額は、寄附額の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助対象経費の額の合計額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする選定事業者は、ふるさと産品創出等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施等誓約書（様式第2号）、暴力団非該当等誓約書（様式第3号）及び別表第2に規定する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の提出期限は、クラウドファンディングにより目標額を達成した日又はクラウドファンディングが終了した日のいずれかの日から30日以内とする。

3 第1項の交付申請をするに当たって、選定事業者は、消費税及び地方消費税相当額を控除して交付申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、その旨を、ふるさと産品創出等支援事業補助金交付(決定・不決定)通知書(様式第4号)により選定事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(事業の着手及び完了報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた場合、遅滞なく事業に着手するものとし、着手後速やかに、ふるさと産品創出等支援事業補助金着手報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業の効率的な実施を図るためその他やむを得ない事由がある場合であって、前条第1項の規定による補助金の交付決定前に事業に着手する場合はあらかじめ、ふるさと産品創出支援事業補助金事前着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、ふるさと産品創出等支援事業補助金完了報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更承認申請等)

第9条 第7条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止(廃止)しようとする場合は、ふるさと産品創出等支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合、その内容を審査の上、変更等の可否を決定し、ふるさと産品創出等支援事業補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は当該年度の3月末までのいずれか早い日まで、ふるさと産品創出等支援事業補助金実績報告書(様式第9号)に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たり消費税及び地方消費税相当額を控除して報告しなければならない。

(補助金額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があったときは、当該実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の交付額を確定し、ふるさと産品創出等支援事業補助金額確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、補助事業者が補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長は当該補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めたときは、第7条第1項の規定により決定した交付決定額の9割を限度として、概算払いで交付することができる。

(補助金の請求及び支払い)

第13条 補助金の請求は、ふるさと産品創出等支援事業補助金請求書(様式第11号)により、概算交付に係る請求をするときは、ふるさと産品創出等支援事業補助金概算払請求書(様式第12号)により請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(繰越の協議)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度において補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の1月10日(当該日がうるま市の休日を定め

る条例（平成17年うるま市条例第2号）第1条で定める市の休日の場合は、次の開庁日）までに、ふるさと産品創出等支援事業補助金繰越協議書（様式第13号）を市長に提出し、協議を行うものとする。

（繰越の承認）

第15条 市長は、前条の協議書を受けたときは、その内容を審査し、ふるさと産品創出等支援事業補助金繰越承認（不承認）通知書（様式第14号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条の交付決定又は第9条の承認を取り消すことができる。

- （1） 法令、この告示又はこれらに基づく市長の決定若しくは指示に違反した場合
- （2） 補助金を事業以外の用途に使用した場合
- （3） 事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金返還請求書（様式第16号）により返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分の制限等）

第17条 補助事業者は、取得財産等について、事業完了後において善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、市長が定める処分を制限する財産は、取得価格及び効用の財貨

価格が50万円以上の財産とする。

- 3 市長は、事業により取得した財産（以下「取得財産等」という。）が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、規則第18条に規定する市長の承認をするものとする。
- 4 補助事業者は、規則第18条に規定する承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書（様式第17号）を市長に提出するものとする。
- 5 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（事業成果の報告）

第18条 補助事業者は、補助金の交付が決定した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間は、補助金の交付を受けた事業の実施状況を市長へ報告しなければならない。

（証拠書類等の保管）

第19条 補助事業者は、補助事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）を整備し、当該補助対象事業を完了、中止又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を有する場合、取得財産等管理台帳（様式第18号）及びその他の関係書類を整備し、保管しなければならない。
- 3 取得財産等があるときは、第10条第1項に定める報告書に取得財産等明細表（様式第17号）を添付しなければならない。

（補則）

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 補助対象経費

工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備費（工場・作業場の建物取得に係る建設費） ・ 施設、設備の撤去に係る経費 ・ 設備、施行工事費（建物付帯設備の整備又は取得に要する経費） ・ 建物改造費（増改築費）
備品購入費	新たなふるさと産品の創出等に要するものに限る
委託・外注費	新たなふるさと産品の創出等に要するものに限る
その他	その他新たなふるさと産品の創出等に必要と認められる経費

※ 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料、人件費、飲食費、交際費、消耗品、土地の購入費・造成費、その他市長が不適切と認める経費は除く。

別表第2 添付書類

添付資料
<p>【個人・法人共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 直近3期分の決算書 (4) 営業許可証の写し（許認可を必要とする場合に限る） (4) 市税等の納税証明書 (5) その他市長が必要と認める書類 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3か月以内のもの） (2) 個人事業の開廃業等届出（個人事業で届出済の場合） <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの） (2) 定款の写し

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住所

事業者名

代表者氏名

（電話 ー ）

ふるさと産品創出等支援事業補助金交付申請書

うるま市ふるさと産品創出等支援事業について、補助金の交付を受けたいので、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 交付申請額 円
- 3 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類

【個人・法人共通】

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 直近3期分の決算書
- (4) 営業許可証の写し（許認可を必要とする場合に限る）
- (4) 市税等の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

【個人の場合】

- (1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3か月以内のもの）
- (2) 個人事業の開廃業等届出（個人事業で届出済の場合）

【法人の場合】

- (1) 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）
- (2) 定款の写し

様式第2号（第6条関係）

事業実施等誓約書

うるま市長 様

私は、市が行ううるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金について、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、以下の事項を遵守します。

記

- 1 うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱の内容を遵守します。
- 2 新たに創出したふるさと産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有します。
- 3 当該補助金の交付決定の日から5年以上継続してこの事業を営む意思を有します。
- 4 要綱第14条に該当し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合は、取り消された部分について、交付された補助金を返還します。
- 5 補助事業完了日の翌年度から、毎年の事業成果を5年間報告します。

以上、誓約いたします。

年 月 日

代表者氏名 _____ (印)

様式第3号（第6条関係）

暴力団員非該当等誓約書

うるま市長 様

事業者名

代表者氏名

㊞

私は、 年度うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金を申請するにあたり、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、うるま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

（参考）

うるま市暴力団排除条例（平成23年うるま市条例第23号）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



ふるさと産品創出等支援事業補助金交付（決定・不決定）通知書

年 月 日付け申請のあった補助金の申請について、下記のとおり決定しましたので、うるま市ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

1 事業名

2 補助金の決定 決定 ・ 不決定

3 補助金交付決定額 円

4 交付の条件

うるま市補助金等交付規則及びうるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱を遵守すること。

5 理由（不交付の場合）

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事業者名

代表者氏名

ふるさと産品創出等支援事業補助金着手（完了）報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり着手（完了）したので報告します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 事業実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事業者名

代表者氏名

ふるさと産品創出等支援事業補助金事前着手届

うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり補助金交付決定前に着手しますので、届け出ます。

記

1 事業名

2 交付申請予定額 円

3 事業実施期間 着手予定 年 月 日
完了予定 年 月 日

4 事業概要

5 事前着手を必要とする理由

(別記条件)

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事業者名

代表者氏名

ふるさと産品創出等支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更前補助金交付申請額 円
- 4 変更後補助金交付申請額 円

（注） 事業内容の変更に係る申請する場合は、変更内容が確認できる書類（変更後の実施計画、予算等）を添付すること。

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



ふるさと産品創出等支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったうるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請について、下記のとおり決定しましたので、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 承認の可否 承認 ・ 不承認
- 3 変更（中止・廃止）の内容
- 4 変更（中止・廃止）の理由
- 5 理由（不承認の場合）

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事業者名

代表者氏名

ふるさと産品創出等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた下記の事業について、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額 円

3 精算額 円

4 関係書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等の写し
- (4) その他参考となる書類

様式第10号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



ふるさと産品創出等支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け実績報告のあった補助金の申請について、下記のとおり決定しましたので、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

補助金確定額

円

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事業者名

代表者氏名

ふるさと産品創出等支援事業補助金請求書

年 月 日付け第 号で交付決定通知がありました補助金について、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 請求内訳

区 分	金 額
補助金交付確定額	円
概算払交付済額	円
今回請求額	円

3 振込先

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事業者名

代表者氏名

ふるさと産品創出等支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け第 号で交付決定通知がありました補助金について、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり概算交付を請求します。

記

1 概算払請求額 円

2 概算払請求額の内訳

区 分	金 額
補助金交付決定額	円
交 付 済 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	

3 振込先

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第13号（第14条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事業者名

代表者氏名

ふるさと産品創出等支援事業補助金繰越協議書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった補助金について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第14条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 補助金交付決定額 円

3 繰越の理由

様式第14号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



ふるさと産品創出等支援事業補助金繰越承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあったうるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金繰越協議について、下記のとおり決定しましたので、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 承認の可否 承認 ・ 不承認
- 3 繰越の内容
- 4 繰越の理由
- 5 理由（不承認の場合）

様式第15号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



ふるさと産品創出支援事業補助金取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、交付の決定を次の通り取り消します。

記

1 事業名

2 取り消す内容及び金額 円

3 取り消す理由

様式第16号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長



ふるさと産品創出等支援事業補助金返還請求書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、うるま市ふるさと産品創出等支援事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により、下記の金額を請求します。

記

- 1 返還請求金額 円
- 2 返還金納入期限 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 返還を求める理由

様式第17号（第17条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住 所

事業者名

代表者氏名

財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、うるま市ふるさと
産品創出等支援事業補助金交付要綱第17条第4項の規定により、下記のとおり財産を
処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

(1) 財産の名称

(2) 処分の方法

(使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保の提供の別を記載すること)

(3) 金額

(4) 取得年月日

(5) 処分年月日

(6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

様式第18条（第19条関係）

取得財産等管理台帳（ 年度）

財 産 名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

※1. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。

2. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第19条（第19条関係）

取得財産等明細表（ 年度）

財 産 名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

※1. 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。

2. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。